

第3回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成30年9月5日提出

件数 36件

【内訳】議案 33件(条例関係4件、決算関係16件、予算関係8件、その他5件)
報告 3件(平成29年度一般会計継続費精算の報告等)

議案の要旨

条例関係

議案第89号 南相馬市小高区復興拠点施設条例制定について

【趣旨】

南相馬市小高区復興拠点施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定概要

定める項目	条	内 容
名称・位置	第2条	名称 南相馬市小高区復興拠点施設 位置 南相馬市小高区本町二丁目28番地
事業	第4条	<ul style="list-style-type: none">・多世代の交流場所の提供に関する事。・地域間の交流場所の提供に関する事。・健康の増進及び文化の交流場所の提供に関する事。・子育て世代の交流場所の提供に関する事。・起業支援の場所の提供に関する事。・物品等の展示及び販売に関する事。・歴史・文化・復興に係る資料、作品等の展示に関する事。・飲食物の提供に関する事。・交流事業の企画及び実施に関する事。・その他復興拠点施設の設置の目的を達成するために必要な事業
休業日 開業時間	第5条 第6条	【休業日】 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日 【開業時間】 午前9時から午後9時まで
指定管理者 による管理	第15条	指定管理者に拠点施設の管理を行わせるもの。

<p>指定管理者の業務の範囲</p>	<p>第 17 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興拠点施設の管理及び運営に関する業務 ・ 第 4 条各号に掲げる事業に関する業務 ・ 復興拠点施設の利用許可等に関する業務 ・ 利用に係る料金の徴収に関する業務 ・ 利用料金の減額及び免除に関する業務 ・ 前各号に掲げるもののほか、復興拠点施設の管理運営上市長が必要と認める業務 																																											
<p>利用料金</p>	<p>第 25 条</p>	<p>各施設の全部又は一部を占有利用の場合、営利目的で利用の場合のみ</p> <p>(1) 基本利用料金</p> <table border="1" data-bbox="582 689 1391 1379"> <thead> <tr> <th>棟区分</th> <th>施設区分</th> <th>単位</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 1 棟</td> <td>多世代交流施設</td> <td>1 時間</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">北 2 棟</td> <td>エクササイズエリア</td> <td>1 時間</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>第一和室</td> <td>1 時間</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>第二和室</td> <td>1 時間</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>第三和室</td> <td>1 時間</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>第四和室</td> <td>1 時間</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>第一多目的室</td> <td>1 時間</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>第二多目的室</td> <td>1 時間</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北 3 棟</td> <td>子育てサロン (キッチンコーナー)</td> <td>1 時間</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>チャレンジオフィス</td> <td>1 人月額</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広場</td> <td rowspan="2">小高はらっぱ イベント広場</td> <td>全面 / 1 時間</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>1 区画 / 1 日</td> <td>1,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特別利用料金 入場料徴収利用加算、営利目的利用加算あり</p>	棟区分	施設区分	単位	利用料金	北 1 棟	多世代交流施設	1 時間	1,000 円	北 2 棟	エクササイズエリア	1 時間	200 円	第一和室	1 時間	200 円	第二和室	1 時間	200 円	第三和室	1 時間	200 円	第四和室	1 時間	200 円	第一多目的室	1 時間	200 円	第二多目的室	1 時間	200 円	北 3 棟	子育てサロン (キッチンコーナー)	1 時間	200 円	チャレンジオフィス	1 人月額	10,000 円	広場	小高はらっぱ イベント広場	全面 / 1 時間	500 円	1 区画 / 1 日	1,000 円
棟区分	施設区分	単位	利用料金																																										
北 1 棟	多世代交流施設	1 時間	1,000 円																																										
北 2 棟	エクササイズエリア	1 時間	200 円																																										
	第一和室	1 時間	200 円																																										
	第二和室	1 時間	200 円																																										
	第三和室	1 時間	200 円																																										
	第四和室	1 時間	200 円																																										
	第一多目的室	1 時間	200 円																																										
	第二多目的室	1 時間	200 円																																										
	北 3 棟	子育てサロン (キッチンコーナー)	1 時間	200 円																																									
チャレンジオフィス		1 人月額	10,000 円																																										
広場	小高はらっぱ イベント広場	全面 / 1 時間	500 円																																										
		1 区画 / 1 日	1,000 円																																										
<p>利用料金の減免</p>	<p>第 27 条</p>	<p>次の基準に従い利用料金を減額・免除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、地方公共団体その他の公共団体が主催し、又は共催して行う事業及び公共的団体が公共的事业に利用するとき 全額 ・ 市内に拠点のある法人及び団体、並びに市内に居住する個人が、復興拠点施設の目的に寄与すると市長が認める行事又は事業のために利用するとき 全額 ・ 復興拠点施設の目的に寄与すると市長が認める行事又は事業のために利用するとき 利用料金の 5 割に相当する額 ・ その他指定管理者が特に必要と認めるとき 指定管理者が市長と協議の上定める額 																																											

2 関係条例の改正

- ・南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正（別表関係）

【改正内容】別表に規定してある「南相馬市真野交流センター」の次に「南相馬市小高区復興拠点施設」を加えるもの。

3 施行日 平成31年1月1日

（指定管理者の公募、手続に関する規定は、公布の日）

議案第90号 南相馬市税条例等の一部を改正する条例制定について
--

【趣旨】

平成30年度の地方税法等の改正に伴い、たばこ税の税率を3段階で引上げる規定を定めるほか、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 たばこ税の見直し【平成30年10月1日施行】

たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引上げ。

（国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円、国と地方の配分比率は1：1）

加熱式たばこについて、国のたばこ税と同様、課税方式の見直しを実施。

平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行。

2 大法人の法人住民税等に係る電子申告の義務化【平成32年4月1日施行】

国税と同様に、資本金1億円超の普通法人等に対して、法人住民税、法人事業税等の電子申告を義務付け。

3 個人所得課税の見直し【平成33年1月1日施行】

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除・公的年金等控除を10万円引下げ、基礎控除を同額引上げ（基礎控除：33万円 → 43万円）

基礎控除の見直し（控除額が逡減・消失する仕組みの導入）

・合計所得金額2,400万円超2,450万円以下（給与収入2,595万円超2,645万円以下） 控除額：29万円

・合計所得金額2,450万円超2,500万円以下（給与収入2,645万円超2,695万円以下） 控除額：15万円

・合計所得金額2,500万円超（給与収入2,695万円超） 適用なし

給与所得控除・公的年金等控除の見直し

給与所得控除の上限の引下げ（上限となる給与収入1,000万円超 850万円超）、公的年金等控除の上限の設定（上限となる公的年金等収入1,000万円超）等。

議案第91号 南相馬市みらい育成修学資金条例制定について

【趣旨】

本市のみらいを担う者の育成を図るため、その者に対し修学資金を貸し付け、又は給付することについて、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定概要

定める項目	条	内 容										
目 的	第1条	本市のみらいを担う者に対し、その者の修学に必要な資金を予算の範囲内で貸し付け、又は給付することにより、その者の育成を図ることを目的とする。										
貸付けの種類 及び貸付額	第3条	育英資金										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学（医師及び獣医師）</td> <td>月額60,000円</td> </tr> <tr> <td>大学又は短期大学</td> <td>月額48,000円</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校又は専修学校</td> <td>月額35,000円</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>月額18,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸付額	大学（医師及び獣医師）	月額60,000円	大学又は短期大学	月額48,000円	高等専門学校又は専修学校	月額35,000円	高等学校	月額18,000円
		区分	貸付額									
		大学（医師及び獣医師）	月額60,000円									
		大学又は短期大学	月額48,000円									
		高等専門学校又は専修学校	月額35,000円									
		高等学校	月額18,000円									
看護師等修学資金												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2条第7号アの学校若しくは大学に在学、同条同号イの養成所に在所又は同条同号エの学校に在学若しくは養成所に在所している者の授業料相当の資金</td> <td>月額45,000円以内</td> </tr> <tr> <td>第2条第7号ウの養成所に在所している者の授業料相当の資金</td> <td>月額34,000円以内</td> </tr> <tr> <td>看護師等養成施設に在学又は在所している者で、別に定める生活費相当の資金</td> <td>月額55,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸付額	第2条第7号アの学校若しくは大学に在学、同条同号イの養成所に在所又は同条同号エの学校に在学若しくは養成所に在所している者の授業料相当の資金	月額45,000円以内	第2条第7号ウの養成所に在所している者の授業料相当の資金	月額34,000円以内	看護師等養成施設に在学又は在所している者で、別に定める生活費相当の資金	月額55,000円以内				
区分	貸付額											
第2条第7号アの学校若しくは大学に在学、同条同号イの養成所に在所又は同条同号エの学校に在学若しくは養成所に在所している者の授業料相当の資金	月額45,000円以内											
第2条第7号ウの養成所に在所している者の授業料相当の資金	月額34,000円以内											
看護師等養成施設に在学又は在所している者で、別に定める生活費相当の資金	月額55,000円以内											
入学資金	400,000円以内											

		<p>保育士等修学資金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業料相当の資金</td> <td>月額50,000円以内</td> </tr> <tr> <td>入学資金</td> <td>400,000円以内</td> </tr> <tr> <td>就職準備の資金</td> <td>400,000円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>修学資金の貸付金は、無利息とする。</p>	区分	貸付額	授業料相当の資金	月額50,000円以内	入学資金	400,000円以内	就職準備の資金	400,000円以内
区分	貸付額									
授業料相当の資金	月額50,000円以内									
入学資金	400,000円以内									
就職準備の資金	400,000円以内									
対象者	<p>第4条 ～ 第6条</p>	<p>育英資金 大学等に在学し、品行が正しく、学術に優れている者、大学等に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者、経済的理由により修学が困難と認められる者などの全ての要件に該当するもの</p> <p>看護師等修学資金 看護師等養成施設に在学又は在所している者であって、将来市内の病院又は診療所において看護師等の業務に従事しようとするもの（福島県保健師等修学資金の貸付けを受けている者を除く。）</p> <p>保育士等修学資金 保育士等養成施設等に在学している者であって、将来市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事しようとするもの（福島県保育士修学資金の貸付けを受けている者を除く。）</p>								
貸付期間	第7条	第9条に規定する契約に定める期間								
決定及び契約	第8条 第9条	南相馬市みらい育成修学資金審査会に諮って貸付者を決定。決定の通知を受けた者は、市長と契約を締結しなければならない。								
貸付けの解除及び休止	第10条	<p>貸付けの解除 死亡したとき、大学等を退学したときなどに該当すると認めるときは、貸付けに係る契約を解除する。</p> <p>貸付けの休止 休学又は停学の日属する月の翌月の分から復学した日属する月の分まで、修学資金の貸付けを行わない。</p>								
返還	第11条	<p>育英資金 大学等を卒業又は貸付けに係る契約が解除されたときは、該当の日属する月の6箇月後から、貸付けを受けた月数の3倍の期間（上限15年）において育英資金の総額を毎月末日までに月賦返還しなければならない。</p>								

		<p>看護師等修学資金 貸付期間の終了、貸付けに係る契約の解除などに該当するときは、貸付けを受けた看護師等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。</p> <p>保育士等修学資金 貸付期間の終了、貸付けに係る契約の解除などに該当するときは、貸付けを受けた保育士等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。</p>
返済債務の履行猶予	第 12 条	<p>育英資金 大学等を卒業後直ちに上級学校に進学したとき、又は災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が著しく困難と認められるときは、返還の債務の履行を猶予することができる。</p> <p>看護師等修学資金 看護師等養成施設を卒業後直ちに免許を取得し、直ちに指定医療機関において看護師等の業務に従事し、引き続き指定医療機関において当該業務に従事しているときなどに該当するときは、返還の債務の履行を猶予することができる。</p> <p>保育士等修学資金 保育士等養成施設等を卒業後直ちに市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事し、引き続き市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事しているときなどに該当するときは、返還の債務の履行を猶予することができる。</p>
返還債務の当然免除	第 13 条	<p>育英資金 大学等を卒業した日の属する月の翌月の初日から育英資金の返還が完了する日までの間に育英資金の貸付けを受けた期間と同期間、継続して市内に住所を有しているなどの全ての要件に該当するときは、育英資金の返還の債務の一部を免除することができる。</p> <p>看護師等修学資金 看護師等養成施設を卒業後直ちに免許を取得し、その後直ちに指定医療機関において、貸付けを受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したときなどに該当するときは、看護師等修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。</p> <p>保育士等修学資金 保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において、貸付けを受けた期間に相当する期間、業務に従事したときなどに該当するときは、保育士等修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。</p>

返還債務の 裁量免除	第 14 条	<p>育英資金 死亡したときは、連帯保証人又は遺族からの願い出により、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>看護師等修学資金 指定医療機関において、相当期間看護師等の業務に従事したときなどに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>保育士等修学資金 市内の私立保育園等において、相当期間保育士等の業務に従事したときなどに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。</p>
修学資金の 給付対象者	第 15 条	大学に在学する者のうち、入学するまで市内に引き続き 1 年以上住所を有していた者、経済的理由により修学が困難と認められる者、品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である者などの全ての要件を満たすもの。
給付額	第 16 条	月額 40,000 円
給付期間	第 17 条	修学資金の給付を開始した日の属する月から修学資金の給付を受給する者の正規の修業期間が終了する日の属する月まで
決定	第 18 条	南相馬市みらい育成修学資金審査会に諮って修学資金給付受給者を決定。
給付の 打ち切り	第 21 条	死亡又は退学したときなどに該当すると認めるときは、修学資金の給付を打ち切り、給付を受けた修学資金を市長が指定する期日まで一括して返還しなければならない。
修学資金給付 の返還免除	第 22 条	死亡又は疾病等のために修学資金の給付の打ち切りとなったときは、遺族又は本人からの願い出により、給付した修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

2 関係条例の改正

南相馬市看護師等修学資金貸与条例の廃止

南相馬市育英資金貸付条例の廃止

南相馬市附属機関設置条例の一部改正

南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

3 施行日 平成 31 年 4 月 1 日（保育士等修学資金のうち、就職準備の資金の貸付けに関する規定は、公布の日）

議案第 92 号 南相馬市給水条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

原町水道事業の水道料金を改定するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

基本料金と従量料金を 5 パーセント減額（別表第 2（第 2 2 条関係））

2 施行日 平成 30 年 12 月 1 日

3 経過措置 この条例による改正後の南相馬市給水条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の検針により算定した水道料金から適用し、同日前の検針により算定した水道料金については、なお従前の例による。

口径別 (mm)	基本料金(1月につき)		従量料金(1月につき1立方メートル当たり)					
	(改正前)	(改正後)	10 m ³ まで	20 m ³ まで	50 m ³ まで	100 m ³ まで	200 m ³ まで	200 m ³ 超
13	1,150 円	1,090 円	改正前 90 円	改正前 165 円	改正前 230 円	改正前 260 円	改正前 320 円	改正前 350 円
20	2,300 円	2,180 円						
25	3,100 円	2,940 円						
30	4,400 円	4,180 円	改正後 85 円	改正後 156 円	改正後 218 円	改正後 247 円	改正後 304 円	改正後 332 円
40	7,900 円	7,500 円						
50	12,300 円	11,680 円						
75	28,000 円	26,600 円						

例) 2人世帯2か月使用の場合(口径13mm、40m³)

改正前 7,020 円

改正後 6,669 円

差額 351 円

決算関係

- 議案第 93 号 平成 2 9 年度南相馬市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 94 号 平成 2 9 年度南相馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 95 号 平成 2 9 年度南相馬市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 96 号 平成 2 9 年度南相馬市育英資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 97 号 平成 2 9 年度南相馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 98 号 平成 2 9 年度南相馬市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 99 号 平成 2 9 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 100 号 平成 2 9 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 101 号 平成 2 9 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 102 号 平成 2 9 年度南相馬市太田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 103 号 平成 2 9 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 104 号 平成 2 9 年度南相馬市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 105 号 平成 2 9 年度南相馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 106 号 平成 2 9 年度南相馬市病院事業会計決算認定について
- 議案第 107 号 平成 2 9 年度南相馬市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 108 号 平成 2 9 年度南相馬市下水道事業会計決算認定について

補正予算関係

議案第 109 号 平成 3 0 年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第 110 号 平成 3 0 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第 111 号 平成 3 0 年度南相馬市育英資金貸付特別会計補正予算について

議案第 112 号 平成 3 0 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について

議案第 113 号 平成 3 0 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 114 号 平成 3 0 年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第 115 号 平成 3 0 年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について

議案第 116 号 平成 3 0 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

その他

議案第 117 号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

平成 29 年第 3 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	市営陣ヶ崎公園墓地整備事業公園整備工事	
契約の相手方	南相馬市原町区橋本町一丁目 59 番地 滝建設工業株式会社	
施工場所	南相馬市原町区上太田字陣ヶ崎地内	
契約金額	変更前	399,600,000 円
	変更後	457,184,520 円
	増額する額	57,584,520 円

主な変更内容

	項目	内容
(1)	張芝の増工	当初、拡張墓域の植栽エリアは、植栽盛土にて仕上げを行う予定であったが、現地は風通しの良い高台にあり、強風時における土の飛散による近隣への影響を抑制するため、新たに張芝を増工するもの。 $A = 0 \text{ m}^2 \quad 1,968.1 \text{ m}^2$
(2)	購入土の増工	当初、現場内の盛土は、発生土を流用し盛土材として利用する計画であったが、発生土の含水比が高く、特に道路部の路床盛土材としては不適であるため、購入土の土量を増工するもの。 $V = 4,776.3 \text{ m}^3 \quad 11,400.0 \text{ m}^3$

議案第 118 号 工事請負契約の締結について**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	農業用施設改修（大井用水路外）工事
施工場所	南相馬市小高区大井地内外
契約の金額	320,760,000円
工期	契約締結日から平成32年3月13日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市小高区大井字深町44番地の3 株式会社村上建設

議案第 119 号 工事請負契約の締結について**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	原町老人福祉センター建設建築主体工事
施工場所	南相馬市原町区小川町地内
契約の金額	336,960,000円
工期	契約締結日から平成31年10月31日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区大町三丁目30番地 石川建設工業株式会社

議案第 120 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入その 2
取得する動産及び数量	コンバイン 外 (購入明細書は P 19)
取得金額	211,647,600 円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
納期	契約締結日から平成 30 年 12 月 28 日まで
取得の相手方	南相馬市原町区高見町一丁目 123 番地の 3 株式会社南東北クボタ 原町営業所

議案第 121 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入その 3
取得する動産及び数量	トラクター 外 (購入明細書は P 21)
取得金額	194,397,840 円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
納期	契約締結日から平成 31 年 3 月 20 日まで
取得の相手方	南相馬市原町区下北高平字古館 351 番地の 3 ヤンマーアグリジャパン株式会社 原町支店

報告

報告第8号 平成29年度南相馬市一般会計継続費精算の報告について

【趣旨】

平成29年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するもの。

【主な内容】

1. 継続費の概要

事業名	事業年度	年割額 (合計)	支出済額 (合計)	年割額(合計)と 支出済額(合計) の差
農業水利施設等保全再生事業	27 ～ 29	1,527,777,000円	1,452,189,926円	75,587,074円
都市計画マスタープラン策定事業	28 ～ 29	12,305,000円	11,999,480円	305,520円
社会資本整備総合交付金事業(復興)	27 ～ 29	474,173,000円	474,172,920円	80円
防災集団移転促進事業	24 ～ 29	19,938,956,000円	19,394,219,711円	544,736,289円
防災備蓄倉庫整備事業	28 ～ 29	426,423,000円	404,854,080円	21,568,920円
南相馬市テニスコート増設事業	28 ～ 29	567,388,000円	563,623,127円	3,764,873円
過年度発生公共災害復旧事業(都市公園施設)	25 ～ 29	1,409,749,000円	1,402,105,240円	7,643,760円

報告第9号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

【趣旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付し、報告するもの。

【主な内容】

1 健全化判断比率 (単位：%)

区分	平成29年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	12.59	20.00
連結実質赤字比率	-	17.59	30.00
実質公債費比率	9.1	25.0	35.0
将来負担比率	-	350.0	

実質赤字額及び連結実質赤字額は生じておらず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「-」と表記

一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源が上回っており、将来負担比率を「-」と表記

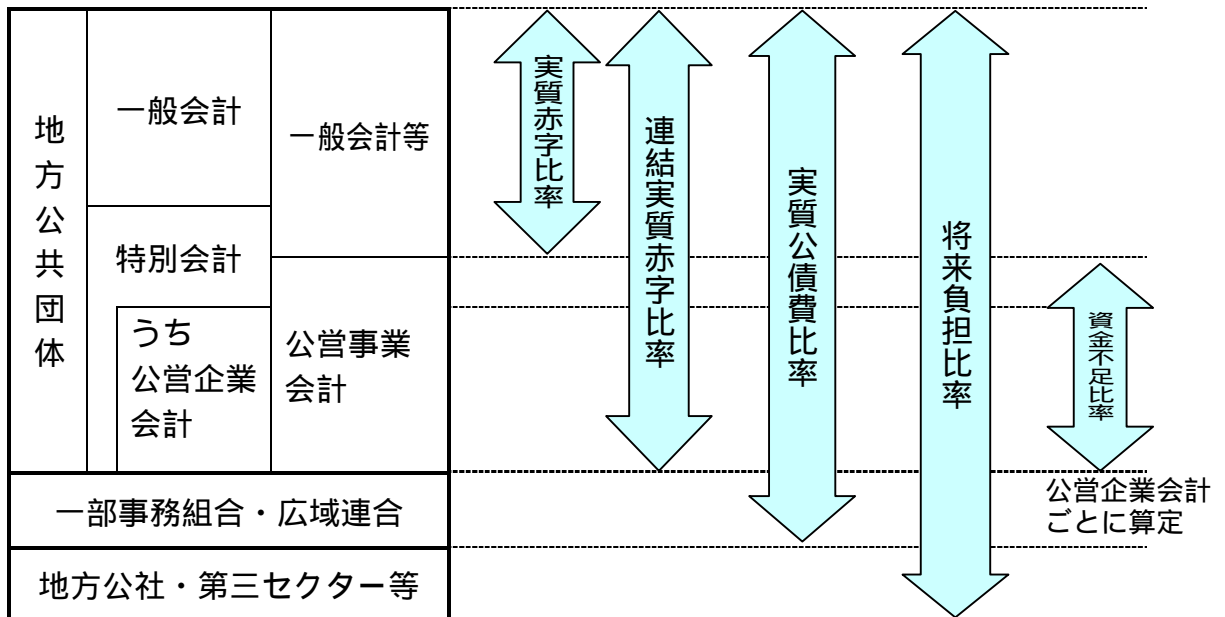
2 資金不足比率 (単位：%)

会計名	資金不足比率	備考
南相馬市水道事業会計	-	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(以下「令」という。)第17条第1号の規定により事業の規模を算定
南相馬市工業用水道事業会計	-	〃
南相馬市病院事業会計	-	〃
南相馬市下水道事業会計	-	〃
南相馬市簡易水道事業特別会計	-	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
南相馬市農業集落排水事業特別会計	-	〃
南相馬市工場用地等整備事業特別会計	-	〃
南相馬市宅地造成事業特別会計	-	〃

いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率を「-」と表記

健全化判断比率等について

1 健全化判断比率等の対象



2 算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

報告第10号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成30年7月27日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

547,123円

〔	うち保険等により補てんされる額	547,123円
	市が自ら負担する額	0円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成29年4月19日から20日未明、暴風警報発令時の暴風により、原町区大木戸字松島地内に造成した大木戸住宅団地の砂利が飛散し、当該団地に隣接する相手方住宅に駐車していた相手方所有の軽自動車の車両全体を損傷させたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

【専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成30年8月8日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

福島県福島市山下町5番10号

東日本電信電話株式会社 宮城事業部 福島支店

支店長 山口 圭介

2 損害賠償の額

43,262円

〔	うち保険等により補てんされる額	43,262円
	市が自ら負担する額	0円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成30年5月30日午前9時30分頃、南相馬市原町区桜井町二丁目200番地の原町運動公園内において、草刈作業を行っていた際、飛び石により相手方公衆電話ボックスが損傷し、損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

【専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成30年8月10日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

福島県相馬市中村字塚田25番地

アイワ都市開発有限会社 代表取締役 櫻井 州雄

2 損害賠償の額

54,000円

うち保険等により補てんされる額	54,000円
市が自ら負担する額	0円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成30年4月20日午前8時55分頃、介護予防事業車両送迎運転業務委託先のシルバー人材センターから派遣されている運転手が、筋力向上トレーニング事業参加者を送迎中、南相馬市原町区二見町二丁目99番地の3の住宅前の道路を右折しようとした際に、右側のブロック塀に気づかず接触し、損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

【専決第11号 工事請負変更契約の締結について 平成30年8月15日専決】

1 専決処分の理由

平成29年第6回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成30年8月15日付けで専決処分したものを。

2 変更契約の内容

契約の目的	小高区商業施設建設工事	
契約の相手方	南相馬市小高区大井字深町48番地 株式会社中里工務店	
施工場所	南相馬市小高区上町一丁目地内	
契約金額	変更前	216,000,000円
	変更後	223,339,680円
	増額する額	7,339,680円

主な変更内容

	項目	内容
(1)	基礎工事の追加	基礎施工途中で地中3m以下にコンクリート殻が発覚したため、機械による掘削除去工事を追加するもの。 ・特殊基礎工事 一式
(2)	外構工事の追加	施設利用者の利便性向上及び近隣住民の環境維持のため、外構工事を追加するもの。 ・フェンス、ゴミストッカーの設置

議案第 120 号 財産の取得について
被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入その 2 明細書

機種名	型式等		数量
トラクター（車輪型）	株式会社クボタ	MR77QMAXWUR2	1
ロータリー （アタッチメント）	小橋工業株式会社	FTV240T-4L	1
代かきハロー （アタッチメント）	小橋工業株式会社	TXV410T-0L	1
あぜ塗り機 （アタッチメント）	松山株式会社	LZR353NJC-0L	1
野菜移植機（半自動）	井関農機株式会社	PVH100-60LX	1
田植機	株式会社クボタ	NW8S-F-GS	4
水稻直播機 （アタッチメント）	ヤンマー株式会社	ST8G.AF	1
水稻直播機 （アタッチメント）	株式会社クボタ	NDS-80F	1
動力噴霧機	井関農機株式会社	JKB17DHP5BMLU	1
育苗用催芽機（器）	株式会社タイガーカ ワシマ	AQ-1000	1
代かきハロー （アタッチメント）	松山株式会社	WLZ6500NW-4L	1
高精度畑用中耕除草機 （アタッチメント）	小橋工業株式会社	DC501	1
スタブルカルチ （アタッチメント）	スガノ農機株式会社	C196EG	1
自脱型コンバイン	株式会社クボタ	ER470SPSDSQWE-C	2
トラクター（車輪型）	株式会社クボタ	MR70QMAXUER1-P	1
ロータリー （アタッチメント）	松山株式会社	MXR2410-4L	1
代かきハロー （アタッチメント）	松山株式会社	WMD4400N-0L	1
法面草刈機（スライドモア）	松山株式会社	TDC1400-0S	1
普通型コンバイン	ヤンマー株式会社	YH1150QWSMJ	1
乾燥機関係一式	株式会社山本製作所	コンデンスタंक・他	1
自脱型コンバイン	株式会社クボタ	ER6120SD4MSQPFW-C	3

乾燥機関係一式（大豆）	株式会社山本製作所	荷受ホッパー・大豆用色彩選別機・他	1
乾燥機関係一式（水稲）	株式会社山本製作所 ・一部株式会社サタケ	汎用乾燥機・粳摺り機・色彩選別機 他	1
乗用トラクター（半装軌型）	株式会社クボタ	MR77QMAXWUPC3	1
乾燥機関係一式	株式会社サタケ・静岡製機株式会社	乾燥機・色彩選別機・計量機 他	1
溝掘機 （アタッチメント）	松山株式会社	RD252-4S	1
普通型コンバイン	株式会社クボタ	WRH1000C-2.1	1
合 計			3 3

議案第 121 号 財産の取得について
被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入その 3 明細書

機種名	型式等		数量
乗用トラクター（車輪型）	ジョンディア	JD-6130R,EAFP9	1
乗用トラクター（車輪型）	ジョンディア	JD-6155R,EAFP12	2
ブロードキャスター （アタッチメント）	サルキー	DX30+	1
マニユアスプレッター （アタッチメント）	株式会社タカキタ	PD11000SG	1
ブームスプレーヤー （アタッチメント）	株式会社ビコンジャパン	SR1000-12	1
エレベーターワゴン （アタッチメント）	株式会社 I H I スタ ー	TFE4051	2
フォーレイジハーベスタ	ジョンディア	JD-8500	1
細断型ロールベラー （アタッチメント）	オーケル	MC1000	1
ラップマシン （アタッチメント）	マッケール	991HS	1
ベールグラブ （アタッチメント）	株式会社丸久製作所	BG2	3
コンバイン用トレーラー （アタッチメント）	アツタ	T1200	1
パワーハロー （アタッチメント）	レムケン	12K/400P	1
播種機 （アタッチメント）	モノセム	NG PLUS-4/6	1
カルチベーター （アタッチメント）	レムケン	9KU/400K	1
合 計			18